

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成27年度の横浜市における産業廃棄物発生量(推計)は、約1,001万トン(前年度比3.1%減少)です。このうち、中間処理等による減量化量は約622万トン、再生利用量は約335万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約46万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化 (単位：万トン)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
発生量	1,102	1,093	1,111	1,033	1,001
減量化量	707	713	717	681	622
再生利用量	2,88	2,919	2,884	2,910	335
最終処分(埋立、海洋投入)が必要な量	1,07	87	104	61	46

(2) 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋立処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成28年度に市内で埋立処分された量は、17,370トンでした。内訳は、処分業者による処分3,654トン、市による処分13,716トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、246,330トンで、その種類は建設汚泥(非水溶性無機性汚泥)です。

市内で埋立中の産業廃棄物最終処分場は、民間処理業者が設置した施設が1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成28年度末現在、公共関与の最終処分場については残容量が少なくなっています。

なお、我が国では海洋投入処分を禁止するロンドン条約^(※)の批准をしており、海洋投入処分量削減に向け、平成29年4月より許可申請者が、海洋投入処分を行う者から、建設汚泥が発生する工事を発注した者に変更されました。

※ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年(昭和47年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効。日本は1980年(昭和55年)に批准。

また、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とする「ロンドン条約96年議定書」が2006年(平成18年)に発効。

2 第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃^{スリム}3R夢プラン）

横浜市では、市内で発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和60年から5年ごとに策定しており、現在は第7次計画（平成28年3月策定、計画期間 平成28年度～32年度）に沿って取組が行われています。

【目標】

1 更なる^{スリーアール}3Rの推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、産業廃棄物の最終処分量を削減する必要があります。多量排出事業者等が行う発生抑制、再使用、再生利用の取組を支援していきます。

最終処分率を平成32年度において、4%以下とすることを目指します。

2 適正処理の徹底

良好な生活環境を保全していくためには、有害物質が後世の環境に悪影響を及ぼさないように努めていく必要があります。そのため、産業廃棄物の適正処理指導を徹底するとともに、建設系廃棄物を過剰に保管する事業者に対する保管基準の遵守を指導していきます。

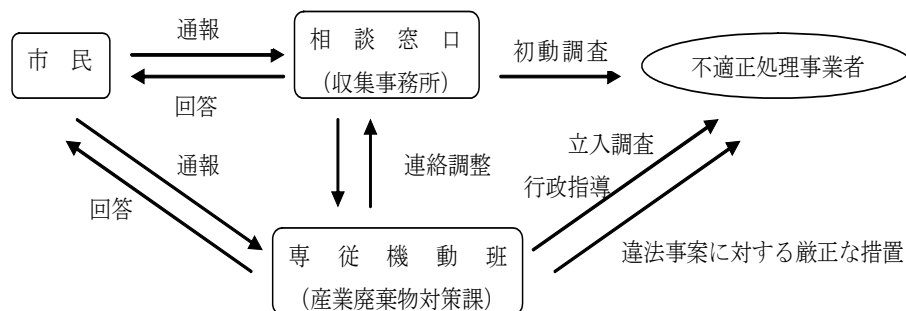
3 大規模災害への備え

大規模災害時でも廃棄物を適正に処理し、速やかな復興を実現するためには事前の準備が重要です。

災害廃棄物の処理手順の検討等に取り組むことにより、大規模災害時でも適正かつ迅速に災害廃棄物の処理ができる体制を整備します。

3 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	97	108	55	38	30

4 排出事業者指導

市内に約 13 万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所約 8,700 を中心に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成 28 年度の事業所立入数は 593 件、分析調査は延べ 25 検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年 1 回、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約 440 事業所を対象に、処理に関する報告書を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

平成 29 年度も事業者指導強化対策として、引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立ち入り等の指導を強化する等、再生砕石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底しています。また、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化しています。

5 PCB 廃棄物適正処理の推進

市内の PCB 廃棄物のうち、高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の東京 PCB 廃棄物処理施設及び北海道 PCB 廃棄物処理施設において、低濃度 PCB 廃棄物は廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設において順次処理されています。

保管事業者に対しては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められる処分期間内に適正処理するよう指導するとともに、処理が行われるまでの間、法令及び平成 24 年 4 月に施行（平成 29 年 6 月に改正）した横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づき、適正に保管・管理するよう指導しています。また、未把握の PCB 廃棄物や PCB 含有製品について、掘り起こし調査を実施しています。

この他、適正な保管が困難な事業者等の PCB 廃棄物が優先して処理されるように引き続き関係機関と調整を進めています。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の 4 種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破碎などの中間処理業及び埋立・海洋投入の最終処分業です）。

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
新規	9 (2)	6 (1)	7 (0)	9 (2)	17 (1)
変更	15 (1)	29 (5)	16 (0)	15 (0)	13 (4)
更新	87 (8)	72 (14)	96 (8)	124 (13)	93 (8)
合計	111 (11)	107 (20)	119 (8)	148 (15)	123 (13)

() は内数＝特別管理産業廃棄物処理業、許可件数は許可内容（業の種類）ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数（平成 29 年 3 月 31 日時点）

年度 許可内容	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
収集運搬	1,822	1,355	812	299	270
収集運搬 中間処理	65	64	61	59	61
中間処理	55	58	62	67	64
収集運搬 最終処分	0	0	0	0	0
中間処理 最終処分	1	1	1	1	1
最終処分	2	2	2	1	1
合計	1,945	1,480	938	427	397

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成 5 年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

9 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が 80 m²未満の建築物の解体工事についても、平成 17 年 11 月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出書の審査及び現場パトロール等により分別解体等及び石綿対策等の指導を行っています。

届出等の件数

(単位：件)

年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法	届出	7,351	7,593	6,893	7,437	7,733
	通知	1,309	1,270	1,248	1,308	1,200
計		8,660	8,863	8,141	8,745	8,933
要綱		1,564	1,643	1,354	1,488	1,441
計		10,224	10,506	9,495	10,233	10,374
現地指導調査		426	406	413	401	406

10 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

さらに、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準が遵守され、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数(平成29年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	533	解体業	38
フロン類回収業	78	破砕業	10

11 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、産廃特措法に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

平成29年度は、処分場に設置されている井戸からの揚水や排水処理等を実施します。

また、実行者への費用求償を引き続き行います。